

2 地方独立行政法人評価委員会

地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を置かなければなりません（地独法第11条）。

また、評価委員会の組織及び委員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定めなければなりません。

なお、評価委員会は、次に掲げる事務を所管します。

- (1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- (2) その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

具体的な事務は次のとおりです。

- ア 業務方法書に対する意見（地独法第22条第3項）
- イ 中期目標（新規・変更）に対する意見（地独法第25条第3項）
- ウ 中期計画に対する意見（地独法第26条第3項）
- エ 各事業年度における業務実績の評価（地独法第28条第1項）
- オ 中期目標の期間における業務実績の評価（地独法第30条第1項）
- カ 中期目標の期間の終了時の検討（業務継続の必要性、組織のあり方、組織及び業務全般の検討）における意見（地独法第31条第2項）
- キ 毎事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類等）に対する意見（地独法第34条第3項）
- ク 損益計算において損失が生じた場合の整理に対する意見（地独法第40条第5項）
- ケ 限度額を超える短期借入金や短期借入金の借換えに対する意見（地独法第41条第4項）
- コ 重要な財産の処分に対する意見（地独法第44条第2項）
- サ 役員の報酬等（報酬及び退職手当）の支給基準に対する意見（地独法第49条第2項）

3 中期目標

地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければなりません（地独法第25条）。

また、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければなりません。

なお、中期目標には、次に掲げる事項について定める必要があります。

- (1) 中期目標の期間（3年以上5年以下）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

4 中期計画

地方独立行政法人は、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければなりません（地独法第26条）。

また、設立団体の長は、認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければなりません（地独法第83条）。

なお、中期計画には、次に掲げる事項を定める必要があります。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) 料金に関する事項
- (8) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

地方独立行政法人制度のイメージ

